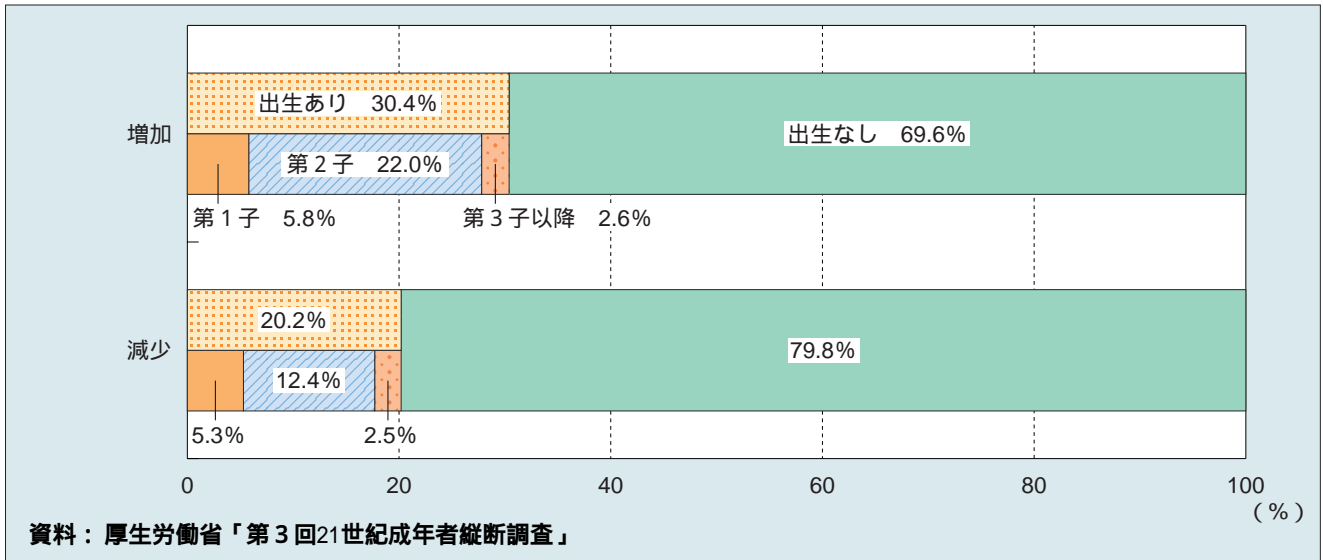


第1-3-15図 夫の家事・育児時間の増減別にみた出生の状況



第2節 小学生・中学生・高校生・大学生期まで

1 放課後子どもプランの推進

(放課後児童クラブと地域子ども教室)

近年、共働き世帯が増加していることから、厚生労働省が所管する放課後児童クラブ²⁰に対するニーズが高まっている。第1-3-16表の

とおり、子どもが3歳未満の頃は仕事を持たない母親の割合は7割となっているが、子どもの年齢があがるとともに仕事をもつ母親が増加し、末子が6歳以上になると、父母とも仕事を持つ共働き世帯が全体の半数となり、最も多く

第1-3-16表 末子の年齢階級別にみた父母の就業状況別児童のいる世帯数の構成割合

末子の年齢階級	児童のいる世帯		父のみ 仕事あり	父母とも 仕事あり	母のみ 仕事あり	父母とも 仕事なし	その他	(再掲) 母に 仕事あり
	(千世帯)	構成割合 (単位: %)						
総数	12,947	100.0	44.3	45.3	7.3	2.2	0.8	52.6
3歳未満	3,161	100.0	67.8	27.3	2.4	2.3	0.2	29.8
3～5歳	2,225	100.0	50.8	40.2	6.4	2.3	0.3	46.6
6～8歳	1,885	100.0	40.9	48.7	8.0	1.9	0.5	56.7
9～11歳	1,785	100.0	32.8	54.6	9.9	1.9	0.7	64.6
12～14歳	1,819	100.0	28.7	58.1	9.8	2.3	1.1	68.0
15～17歳	2,073	100.0	28.3	55.8	10.5	2.7	2.7	66.3
(再掲)最年長の 児童が6歳未満	3,437	100.0	64.5	28.5	4.4	2.5	0.2	32.9

資料：厚生労働省「平成15年国民生活基礎資料」

注：「その他」は、「父母の仕事の有無不詳」、「父母なし」及び「父母の有無不詳」の世帯である。

20 放課後児童クラブは、保護者が就業等により昼間家庭にいないおおむね小学校3年生までの児童を対象に、授業の終了後、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的とする。1995年の児童福祉法等の一部改正により社会福祉事業としても位置付けられている。国及び地方自治体から、整備費や運営費に対する補助がある。「子ども・子育て応援プラン」では、2009年度までに17,500箇所と全小学校区の4分の3で実施することを目標としている。

なる。

放課後児童クラブについては、2006（平成18）年5月現在で15,857か所、登録児童数は約70万人と年々増加しているものの、未設置の小学校区があるなど、地域によってはニーズに十分に応えられていない場合もある。

一方、文部科学省所管の事業として、全ての子どもを対象にした放課後や週末における子どもの居場所づくりを支援する地域子ども教室推進事業が実施されている。ただし、地域によって開催頻度は様々であり、2004（平成16）年度から2006年度までの3か年限定の委託事業であることから、今後、地域にどのように根付かせていくのか等が課題となっている。

（放課後子どもプランの構想）

本年5月、少子化担当大臣の提案を受け、文部科学大臣と厚生労働大臣との合意により、2007（平成19）年度から「放課後子どもプラン」を創設することとされた。これは、厚生労働省所管の放課後児童クラブと文部科学省所管の地域子ども教室推進事業とを一体的あるいは連携して、原則として全ての小学校区において実施するというもので、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る施策として大変重要なものである。

新しい少子化対策では、「放課後子どもプラン」を推進することとし、この事業の中で、地域の大人（教職を目指す大学生や退職教員等）の協力を得て、学ぶ意欲のある子ども達に対する学習機会の提供を含む様々な活動の場を提供することを想定している。

（豊島区の例）子どもスキップ

東京都豊島区が展開する「子どもスキップ」は、小学校施設を活用して、全児童を対象とする育成事業と放課後児童クラブを総合的に展開している。学校の教室、校庭、体育館などを活用し、小学生1年生から6年生までの児童を対象として、自主的な参加のもとに遊びをとおり

て、子どもたちが交流を広げる事業である。

「子どもスキップ」の中には、保護者が就労等の理由により、放課後の時間帯に家庭が留守になる児童を預かる「放課後児童クラブ」もあり、この「放課後児童クラブ」登録児童とそれ以外の児童（一般児童）が交流することも目的のひとつになっている。

豊島区では、2006年4月現在で、9か所において実施している。



東京都豊島区「子どもスキップ」

2 スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

近年、学校に不審者が乱入して傷害事件を起こしたり、子どもの登下校時をねらった犯行が起きたりしていることから、学校や登下校時の安全確保に対する関心が急速に高まっている。

内閣府が最近行った「子どもの防犯に関する特別世論調査」（2006年）でも、子どもが犯罪に巻き込まれる不安が大きいことがわかる。また、登下校時の安全対策として、国民が望んでいる内容は、第1 - 3 - 17図のような結果となっている。

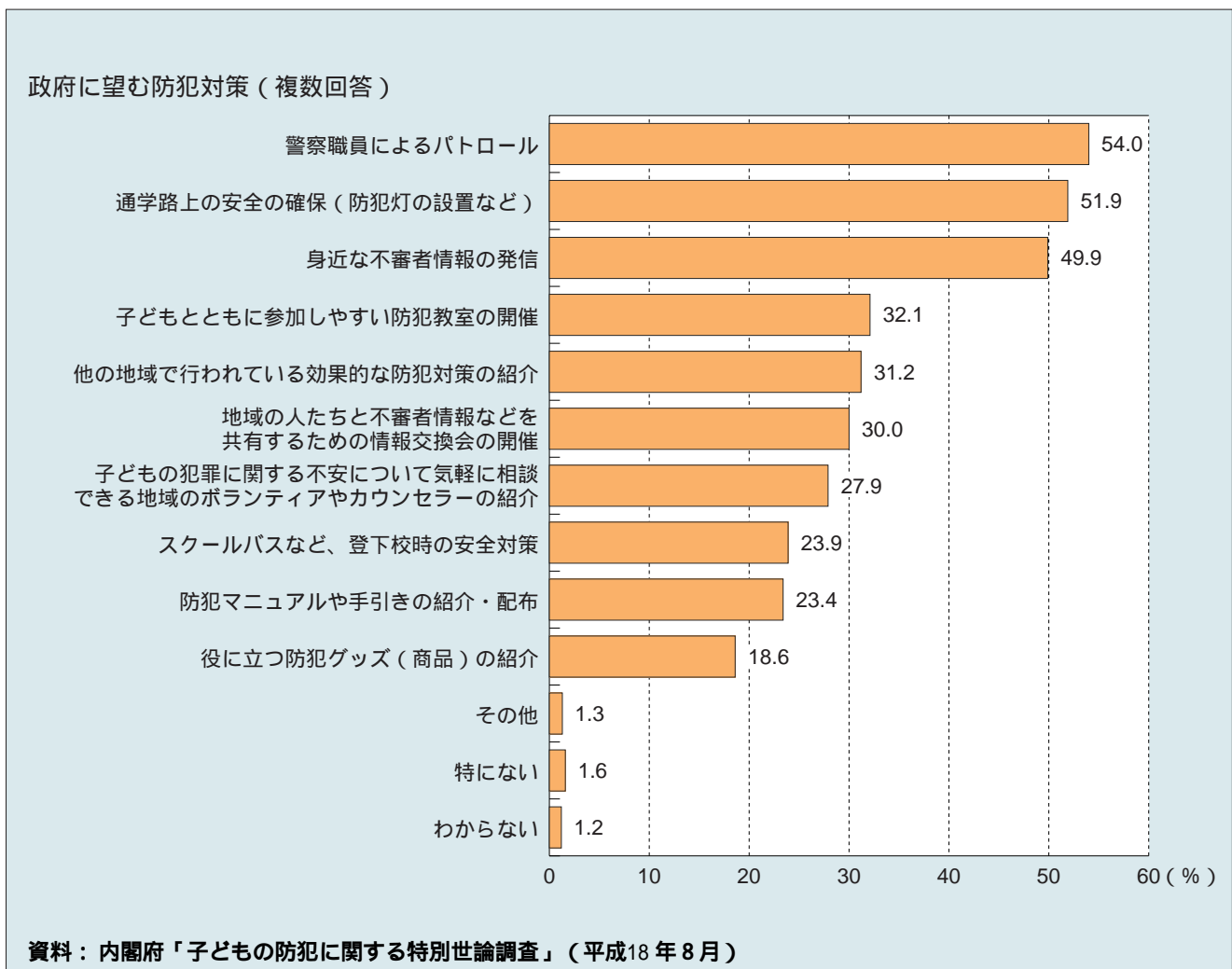
政府は、登下校時の安全確保等のための対策として、2005（平成17）年12月、「犯罪から子どもを守るための対策」をとりまとめ、全通学路の緊急安全点検、全ての学校における防犯教室の緊急開催、学校安全ボランティア（スクールガード）の充実、路線バスを活用した通学路の安全確保等、緊急対策6項目を中心として対策

を強化することとした。さらに、2006（平成18）年6月には、子どもたちを非行や犯罪被害から守るために「子ども安全・安心加速化プラン」をとりまとめ、各種施策の推進と定期的にフォローアップを行うこととしたところである。

登下校の安全確保のためにはスクールバスの導入が有効な手段のひとつである。現在、公立小学校においてスクールバスを維持運用している地方自治体に対しては地方交付税措置がなされており、2005（平成17）年度では、小学校2,850台、中学校1,744台の計4,594台となっている。また、山間地、離島などのへき地等にはへき地教育振興法に基づきスクールバス・ポート購入費の補助制度があり、2005年度末現在、2,073台が補助を受けている。

新しい少子化対策では、子どもの登下校時の安全確保として、路線バスの活用、企業や福祉施設所有のマイクロバスの活用、バスの購入等、地域のボランティアとも連携しつつ、スクールバスの導入・運営を促進する、としている。また、地域のボランティアの子どもの見守り活動等への参加や警察官OB等による各学校の巡回指導等、地域ぐるみで学校の安全を確保するための体制の整備を推進することとしている。さらに、登下校時等における子どもを交通事故から守るため、通学路等における歩道整備等を推進することとしている。

第1-3-17図 登下校時の安全対策



3 奨学金制度の充実 (教育費の負担の増加)

子どもが中学校、高校、大学と進学するにつれて、塾代や教材費、学費等、家計の中の教育費支出が増大していく。総務省統計局「家計調査」によれば、子どもがいる家庭（勤労者世帯で夫婦と21歳以下の子どもが1人の世帯）の家計支出の中で教育費が占める割合は、子どもが12～14歳の場合7.9%、15～17歳で11.0%、18～21歳で10.0%となっている。また、子ども1人当たりの教育費を、幼稚園から大学まで推計すると、すべて公立の場合には1,100万円、小学校まで公立の場合には1,800万円となる²¹。

したがって、中学生以上の子どもを持つ子育て家庭にとって、教育費の負担軽減に対する要望は強い。

(奨学金制度の充実)

高校・大学の教育費の負担軽減に対しては、奨学金制度と税制により対応されている。公的な奨学金制度として、日本学生支援機構による奨学金制度がある。無利子貸与事業と有利子貸

与事業とに分かれているが、平成18年度予算では、貸与人員109.2万人（対前年度比5.7万人増）、事業費総額7,999億円（同489億円増）を予定している。この事業費総額は2001（平成13）年度から5年間で70%増という高い伸びを示している。

今後とも、この奨学金制度の充実を図り、大学の学費については子ども自身が奨学金制度等を利用して負担し、社会人となってから返済するという仕組みを整備していくことが、子育て家庭の教育費の負担軽減策となるものと考えられる。

新しい少子化対策では、子育て家庭に対する税制上の措置を検討するほか、特に経済的負担の重い高等教育段階においては、事業の健全性を確保しつつ、奨学金の充実等により子育て家庭の教育費負担を軽減するとともに、子どもにとって様々な高等教育の分野に挑戦する機会を拡大するとしている。その際、扶養控除の見直しとの関係にも留意しつつ、学生・生徒の奨学金返還時の税制上の優遇措置の検討を行うこととしている。

第3節 その他の重要な対策

1 子育てを支援する税制等の検討

現在、子育て支援税制と名づけられたものはないが、関連するものとしては、扶養控除制度がある。子どもの場合、所得税では1人当たり38万円（住民税では33万円）の扶養控除がある。年齢が16歳以上23歳未満の場合には、所得税で1人当たり63万円（住民税では45万円）の特定扶養控除がある。

政府税制調査会では、少子化対策全体の議論の中で他の政策手段との関係も踏まえ、扶養控除について検討すべきとされている。

新しい少子化対策では、現行の扶養控除を見直し、それによる財源を用いて、就学期を含め

た子どもに対する税額控除の導入、あるいは子育て家庭に対する給付や教育費の助成の拡大等について検討する。また、事業所内保育所の設置・運営や、育児休業の取得促進等、子育て支援に先駆的に取り組む企業に対する支援税制を検討することとしている。

2 里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発 (里親制度について)

里親制度とは、家庭的環境に恵まれない子どもを、個人の家庭に預けて、その温かい愛情と家庭的環境の中で養育する制度である。里親は、児童福祉法で「保護者のない児童又は保護者に

21 「平成17年版少子化社会白書」参照